# 「アイリッドアップパーマ」はライセンス契約が必要な技術です!

「アイリッドアップパーマ」の名称(商標)および技法(特許)、関連ノウハウの使用にはライセンス契約と、 ライセンスフィーのお支払いが別途必要です。

セミナー受講をもっての使用許諾はしておりませんのでご注意ください。

セミナー受講時までに電子署名、受講料、ライセンスフィーのお支払いをいただけない場合、セミナー受講は できません。

# アイリッドアップパーマテクニカルセミナーお申し込みと ライセンス契約方法について

ご契約にあたり「みんなの電子署名」を使用します。下記よりアカウントを事前に作成していただくことでスムーズにご契約が完了します。

https://es.vector.co.jp/

### 受講者様にしていただきたいこと

- 1. テクニカルセミナーへのお申し込み
- 2. セミナー受講料のお支払い
- 3. 会員登録
- 4. ライセンス契約書への署名
- 5. ライセンス料のお支払い

#### 詳細

- 1. テクニカルセミナーのお申し込みページ(<a href="https://www.eyelidup.jp/seminar/">https://www.eyelidup.jp/seminar/</a>)からご希望の日にちをお選びいただきお申し込みください。
- 2. セミナー受講料のお支払い(PayPal ウォレット・銀行振込)
- 3. ジャパン・アイリッドアップ協会ウェブサイト (<a href="https://www.eyelidup.jp/">https://www.eyelidup.jp/</a>)。会員登録後事務局にて本登録 作業が必要です。作業完了後ログインが可能です。
- 4. お申し込み、お支払いを確認後、いただいた情報をもとに協会事務局にて契約書を作成します。「みんなの電子署名」にて電子署名をお願いします。
- 5. ライセンス料のお支払いページ (https://www.eyelidup.jp/item/association/license-fee/)

以上でセミナーへのお申し込み、ご契約が完了となります。

### 契約書作成後、「メール到着確認」を行います。

当協会と「みんなの電子署名 (notice@vector.co.jp)」からのメールを受信できるように、迷惑メールフォルダや受信設定についてご確認をお願いします。 ご署名をいただけない場合、セミナー受講できません。